

在宅障害児者受入体制整備事業について

令和3(2021)年1月27日
栃木県保健福祉部障害福祉課

1 事業の概要

在宅障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、介護者が不在となった場合に、濃厚接触者の障害児者の生活に支障が生じることのないよう、障害福祉サービス事業者の協力を得て短期入所施設等において受入を行います。

2 受入対象者

障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、介護者が不在となった障害児者で濃厚接触者だがPCR検査の結果、陰性である方、かつ、本人のみでは在宅等での生活が困難である方または困難であると思われる方。

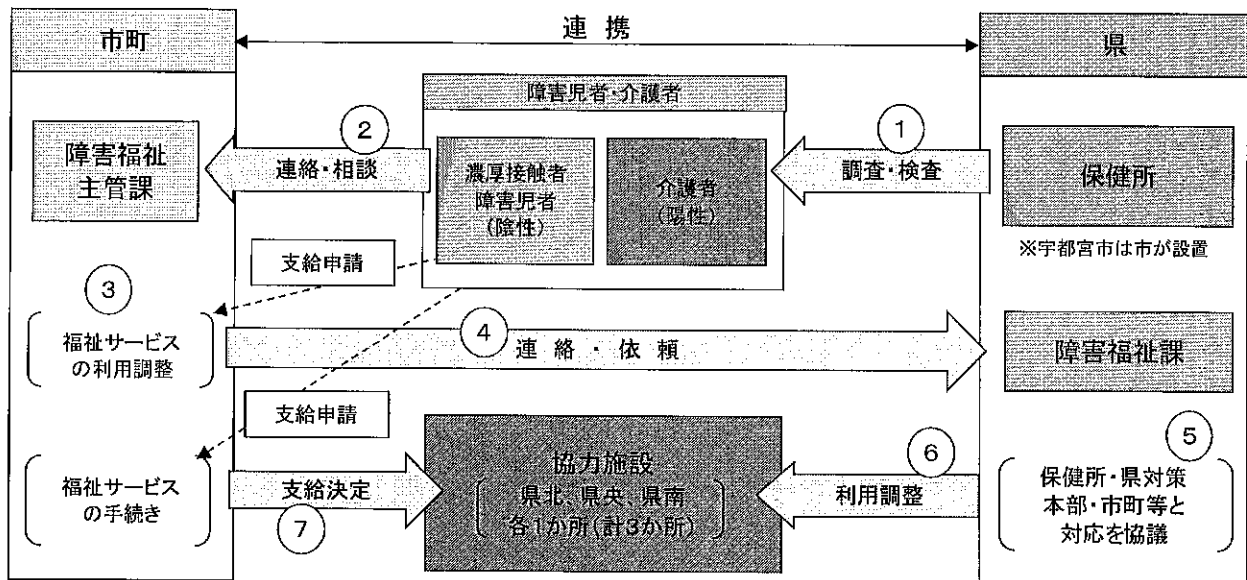
3 受入施設

県北、県央、県南各1か所（計3か所）

4 受入体制

障害福祉サービス事業者の協力を得て、県障害福祉課、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町が連携し、障害福祉サービスの利用調整等を行うことにより、障害児者の生活を確保していきます。

○障害児者の受入スキーム図



5 費用負担

県は、濃厚接触者を受け入れる障害福祉サービス事業者（協力施設）に対して、居室確保や受入に係る経費を補助します。

6 事業開始日

令和3(2021)年2月1日（月）開始予定

在宅障害児者受入体制整備事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院する等し、不在となった場合に、県が短期入所事業者等に対し、障害児者を確実に受け入れるための居室等の確保に要する経費を補助する等により、県内の新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である障害児者の生活に支障が生じることのないよう安心して暮らせる体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 障害児者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項第1号に規定する障害者のうち本人のみでは在宅等での生活が困難であるもの又は困難であると認められるものをいう。
- 2 短期入所事業者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を行う事業者及びその他の障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- 3 計画相談支援事業者 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を行う事業者をいう。
- 4 基幹相談支援センター 障害者総合支援法第77条の2に規定する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいう。
- 5 委託相談支援事業者 市町から委託を受け、障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する相談支援事業等を行う事業者をいう。

(事業の内容)

第3条 本事業は、県内全域を対象として行い、県内に所在する短期入所事業者等が障害児者の受入に要する経費を助成する事業を行う。ただし、県新型コロナウイルス感染症対策本部が不要との判断をした場合は、その時点において本事業は終了する。

2 受入実施方法（別添「障害児者の受入スキーム図」参照）

- (1) 保健所が行う積極的疫学調査において、障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、かつ、介護者に代わって障害児者を介護する親族等が不在となる恐れがあることが判明等した場合、障害児者の生活の確保のため保健所は介護者等

に対して、居住市町の障害福祉主管課（以下「市町」という。）へ連絡・相談するよう伝える。

- (2) 連絡・相談を受けた市町は、計画相談支援事業者や基幹相談支援センター及び委託相談支援事業者等（以下「計画相談支援事業者等」という。）と連携し、障害児者の生活に支障が生じることがないように障害児者の家族・親族等から障害児者に必要な介助や緊急時の対応に必要な情報を聞き取りながら相談に応じるとともに、障害福祉サービスや訪問看護等（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用調整を行う。
- (3) 市町の支援によっても、障害福祉サービス等の利用が困難である等、障害児者の生活の確保ができない場合、市町は障害児者の状況や事業者の調整の結果等と併せて県障害福祉課等宛て連絡する。
- (4) 連絡を受けた県障害福祉課は、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町等と障害児者の生活の確保に向けて調整を行う。
- (5) 調整の結果、本事業に協力する施設の利用が必要となった場合には、県は協力する短期入所事業者等に対し受入について要請するとともに、市町へその結果を連絡する。
- (6) 県から連絡を受けた市町は、県から要請を受けた短期入所事業者等や計画相談支援事業者等と必要な情報の共有や調整を図りつつ、障害福祉サービスの利用手続き及びその他必要な援助を行う。

（費用負担）

第4条 県は、予算の範囲内で県からの要請により障害児者を受け入れる短期入所事業者等に対して、居室の確保に係る経費及び受入に係る経費を交付する。

- 2 居室確保経費における1日当たりの基準額は6,330円/室(床)、受入経費における1日当たりの基準額は100,000円/事業所とする。

ただし、居室確保経費や受入経費において対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額（以下「差引額」という。）が基準額を下回る場合には、差引額を交付する。

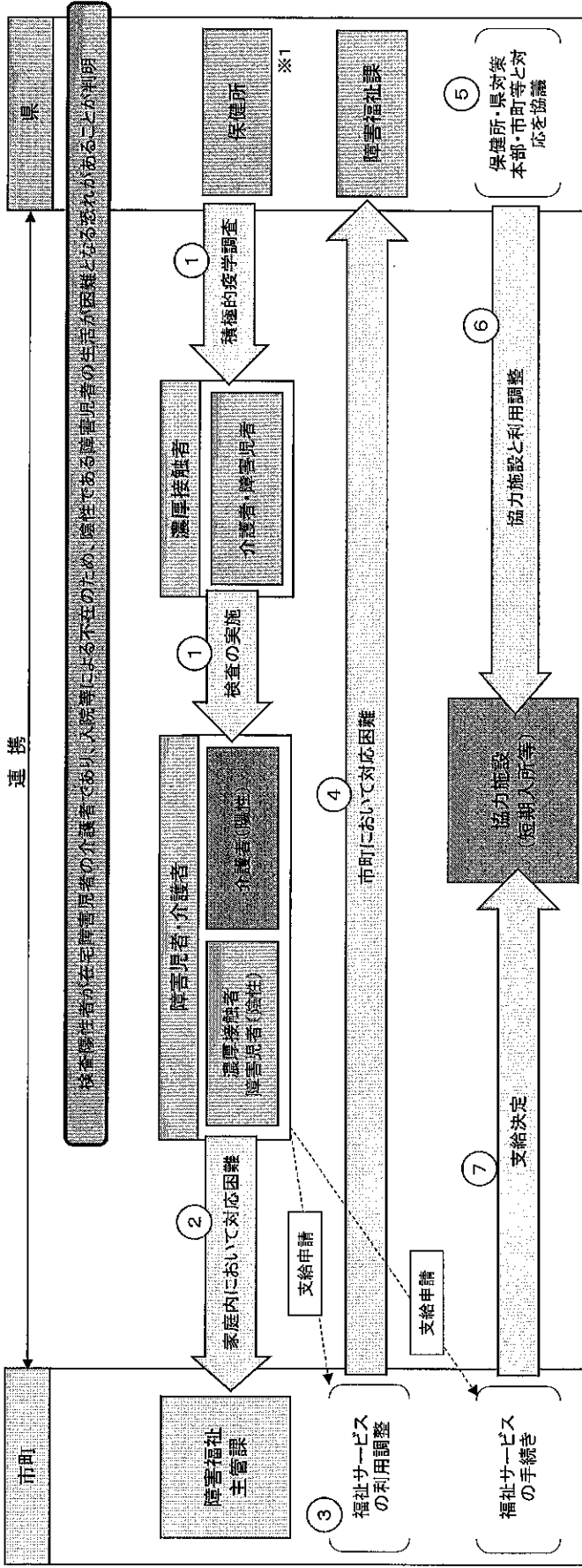
（その他）

第5条 この要領の施行に関し、その他必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、令和3(2021)年1月27日から適用する。

障害児者の受入スキーム



◇スキーム内容 * 入所決定までの所要期間は1~3日間を想定

担当	内容
① 保健所	積極的疫学調査において、介護者が不在となりそうな障害児者がいるかどうか把握
① 保健所	介護者が不在となり、家庭内での対応が難しく障害児者への支援が必要な場合は、介護者や当該家族のキーパーソン等に対し、市町へ相談するよう連絡・周知
② 障害児者・介護者	家庭内での対応が困難な場合は、市町の障害福祉主管課へ連絡・相談(この際、必ず、障害児者が濃厚接触者であることを伝える)
③ 市町	障害児者・介護者の相談を受けるとともに、計画相談支援事業者等と連携しながら、訪問系や入所系の福祉サービス等の利用調整
④ 市町	福祉サービス等の利用調整等が困難な場合は、県障害福祉課へ連絡
⑤ 障害福祉課	障害児者の対応について、保健所、県コロナ対策本部、市町等と協議
⑥ 障害福祉課	協力施設の利用が必要な場合は、障害施設関係団体と連携し、協力施設の利用調整
⑦ 市町	協力施設の利用となる場合には、計画相談支援事業者等と連携しながら福祉サービス支給決定等の手続き

※1 宇都宮市については、市が保健所を設置。

◇障害児者の入所条件

- ・当該障害児者が新型コロナウイルスに感染した介護者の濃厚接触者であること。
- ・当該障害児者に係るPCR検査の結果が陰性であること。
- ・介護者が入院等により不在となったために、単独での在宅生活が継続できなくなったこと。
- ・同居、近居親族等の支援を受け、在宅生活を継続することができないこと。
- ・相談支援専門員や市町による居宅サービスその他の必要な障害福祉サービス等の調整を行ってもなお、障害福祉サービス等の提供が受けられないこと。